字削除

式				V 1.1.	字加入								
			農地	法第	4条第1	項の規	定による	る許可申請	青書	A T-	00500		
青森県	知事			展	<u>师</u>					令和(ひひ年ひて)月〇〇日	
13701071	-	請 者 住	所	ν,	職	業		氏	名				
三戸郡南部町大字平字広場〇〇番地					農業		南部る鍋太郎						
下記0	りとおり	農地を転	用したい	ので、	農地法第	第4条第1	1項の規	定により許	可を申請	します。)		
			る土地の		ř			- O N. I.	- 111.7	L	1		
大字	3) 三戸郡 字	南部町 地番	登記簿	現況	一面	積	利用	10 a 当た り	耕作者 氏 名		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域		
	,			2000	(m^2)		状況	普通収穫				の別	
000	A A		.lm	.lm			m z + L	高			-	0 /lk	
000	ΔΔ	×××	畑	日 畑 000		野菜	2,000 kg	南部	南部鍋太郎その他		の他		
		計	000	m²	(田		m²·灯	000	m²)				
2 転月	目計画												
(1) 転用の	り 月	途	事由の詳細										
目的	住	住宅建築 住宅を新築し、借家住まいを解消する。											
(2) 事業 操業期	間		∧ ∓ _□	00	\ \fr \(\lambda \)	20 11	00	П.2. 8	3.7	F-111			
文は施の利用間	期		令和	OC)年(OO 月	00	日から	永久	年間			
[FJ			第1期(着	 雪工令和	○年○○月	○○日から	第2期(着工 年 月	日から		合	計	
(3) 転用		事計画		令和C	年〇〇月〇	F <mark>○○月○○</mark> 日まで)		年 月	日まで)	日まで)		建築	
時期及の係	目る		名 称	棟数	建築 面積(㎡)	所要 面積(㎡)	棟数	建築 面積(㎡)	所要 面積(㎡)	棟数	面積(㎡)	所要 面積(㎡)	
事業又 施設の 要	概	上地造成				500		1//				500	
安		建築物	住宅・ 物置	2	130					2	130		
		小 計	1712										
		工作物											
		小 計											
		————— 計		2	130	500				2	130	500	
3 申記	 書者の覚	 農状況		_	, 55	300				_	,00		
0 111	H'D V/ E			3	経 営 面	 ī 積							
<u></u> 田	<u> </u>			1			その他計			家族	4 人		
, ,	2	2 4 000 2		採草放牧地							- うち 農業		
7, 000	7, 000 m²				U m	0 m²		0 m² 0 m²		·		3 人	
4 資金	を調達に	こついての	計画(具体的	りに事業費	費及びその)調達方	法、金額を	記載する	こと。)			
事業費〇〇〇万円(建物代金〇〇〇万円、諸経費〇〇〇万円)													
借入金	È00C)〇万円											
5 転月	用するこ	ことによっ	て生ずる	付近σ	土地、作	作物、家畜	音等の被	害防除施設	の概要				
汚水及	るび排力	くは合併浄	化槽で浄	化後、	浸透桝で	で処理しま	たす。 こ						

また、周囲の農地に被害を及ぼさないよう十分に注意します。

字加入

6 その他参考となるべき事項

☑都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものである。

法第29条第 号該当

法第43条第1項第 号該当

□都市計画法第29条の開発許可を要するものである。

法第34条第 号該当

記載注意

- (1) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職 業」欄にその業務の名称をそれぞれ記載する。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分で きるときは工事計画を期別に記載する。

指令第 号

農地法第4条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

令和 年 月 日

青森県知事

許可の条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗 状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく 報告すること。

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人 が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青 森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが できます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌 日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があっ た日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められ る場合があります。

注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含 む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条 件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状 回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。